

住宅事業者等との定住促進連携に関する方針

（目的）

第1条 本市は、若者及び子育て世帯をはじめとする市民の定住を促進している。このため、市内において供給される住宅に関連し、本市の暮らしやすさを発信することで、市内居住の促進を図る。

（基本的な考え方）

第2条 定住促進連携は、住宅の販売、賃貸募集又は特定物件の取得を推奨するものではなく、特定事業者の営業活動を支援するものではない。一方で、本市への居住を検討する者に対し、市の施策や地域の魅力等を中立的に情報提供することは、定住促進施策として公益性を有する。このため、市は、公平性及び中立性を確保した上で、住宅事業者等と連携した情報発信を行い、定住促進に取り組むものとする。

（連携内容）

第3条 市は、定住促進に資すると認められる場合、住宅事業者等に対し、次に掲げる連携を行うことができる。

- （1）市の施策、地域の魅力、公共施設、生活利便性等の情報発信に関する事項
- （2）市が作成するパンフレット、ホームページ等の公開情報に関する事項
- （3）市の施策や地域特性の取材協力に関する事項
- （4）その他、定住促進に資すると認められることに関する事項

（連携しない内容）

第4条 市は、次に掲げる連携は行わない。ただし第3条に規定する事項は除く。

- （1）特定物件の購入又は賃貸の推奨に関する事項
- （2）不動産価格、資産価値又は将来価値の評価に関する事項
- （3）特定事業者又は特定物件の優位性に関する事項
- （4）住宅事業者等に代わる販売活動又は営業活動に関する事項
- （5）その他、市の公平性又は中立性を損なうおそれのある行為に関する事項

（公平性及び中立性の確保）

第5条 市は、特定事業者を不当に優遇したり、不利に扱ったりせず、原則として同一条件で対応する。また、本方針を市ホームページ等で公表し、住宅事業者等に広く周知する。

(本方針の対象)

第6条 本方針の目的に合致すると認められ、市内において住宅の供給、販売、賃貸、管理又は情報発信に関わる住宅事業者等とする。

(所管)

第7条 本方針に関する窓口は都市計画課とする。

附 則

(施行期日)

1 本方針は、令和8年8月13日から施行する。